

✿ 主な相談先 ✿

本町における主な相談窓口は次の通りです。

	相談窓口	業務内容	時間	電話
1	川西町地域包括支援センター (川西町役場長寿介護課内)	高齢者に関する総合相談支援	午前8時30分～午後5時15分 月～金(祝祭日・年末年始を除く)	0745-42-1180
2	川西町保健センター	保健業務全般、子育て世代包括支援センター業務(子どもの権利擁護・子育て相談支援等)	午前8時30分～午後5時15分 月～金(祝祭日・年末年始を除く)	0745-44-1900
3	子育て支援センター“ひだまり” (川西町ふれあいセンター内)	子育て世代包括支援センター業務(子育て相談支援、乳幼児・保護者の交流機会の提供、情報提供等)	午前8時30分～午後5時15分 火～土(祝祭日・年末年始を除く)	0745-43-2774
4	こども家庭総合相談窓口 (川西町役場健康福祉課内)	0歳から18歳までの子どもとその家庭及び妊産婦の困りごとに関する総合相談窓口	午前8時30分～午後5時15分 月～金(祝祭日・年末年始を除く)	0745-44-2631
5	川西町社会福祉協議会 (川西町総合福祉施設ぬくもりの郷内)	社会福祉事業全般(サロン活動、福祉サービスの提供、ボランティア活動支援、各種相談支援)、身体障害者・知的障害者に関する総合相談支援	午前9時～午後5時 月～金(祝祭日・年末年始を除く)	0745-43-3939
6	生活支援センターいろは ※田原本町保津にあります。	精神障害者に関する総合相談支援	午前9時～午後5時 月～金(祝祭日・年末年始を除く)	0744-32-7753

町内の主な相談先の位置図



発行年月：令和4年3月
発行：川西町役場
編集：健康福祉課

住所：〒636-0202 奈良県磯城郡川西町結崎28番地の1
TEL：0745-44-2211 FAX：0745-44-4780

概要版

川西町 第2次地域福祉計画

令和4年3月



1 計画策定の背景・趣旨

本町では、平成29年3月に「川西町地域福祉計画」を策定し、住民同士の助け合いによる福祉のまちづくりのもとに地域福祉に関する取り組みを推進してきました。近年の町の状況を鑑み、引き続き、地域住民同士の助け合い・支え合いの心により、生活の質の向上と安全・安心に生き続けられる地域の実現をめざす必要があることから、このたび、前計画の期間終了に伴い、新たな計画となる「川西町第2次地域福祉計画」を策定しました。

本計画により、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、総合的な福祉施策を推進し、住民が安全・安心に生活できる「地域共生社会」の実現をめざします。

2 地域福祉の基本的な考え方

「地域福祉」とは、住民一人ひとりが地域の一員であることを認識しつつ、地域で安心して暮らせるよう、住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組むことを言います。

「地域福祉」の視点で見ると、これからは従来の縦割りで固定的な役割分担ではなく、包括的な支援体制を整備することが求められており、行政や川西町社会福祉協議会をはじめ、各種団体や地域住民がそれぞれの役割を担い、連携・協働することが重要です。

3 計画の位置づけと期間

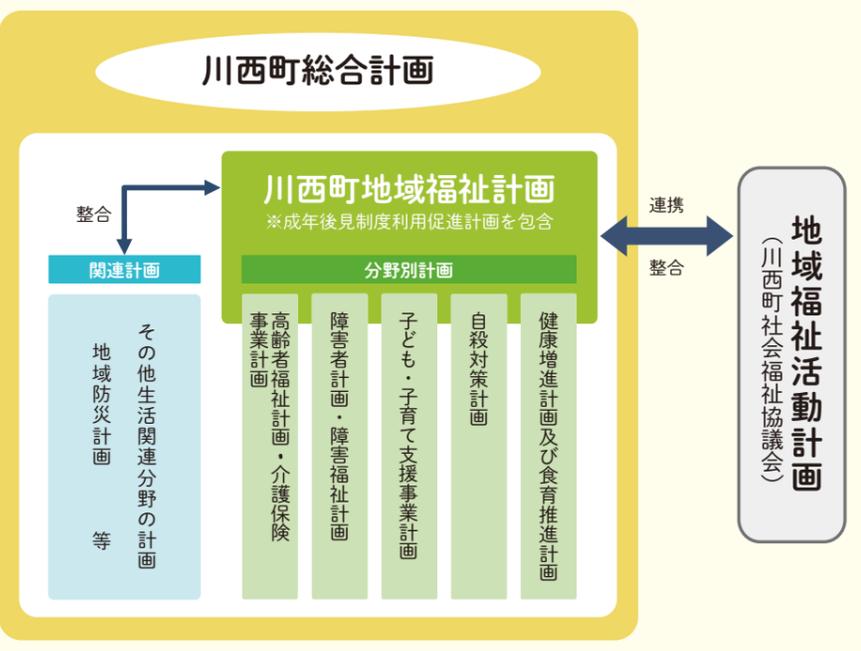
位置づけ

本計画は、福祉に関する分野別計画（高齢者、子ども、障害者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

また、本計画は、成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進計画」を包含し、一体的に策定します。

期間

計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。



4 計画の理念

みんなが共に安心して暮らせるまちづくり

福祉関連の個別計画を横断する総合的な福祉施策を推進し、住民が安全・安心に生活できる「地域共生社会」の実現をめざします。

5 基本目標と施策の展開

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定し施策を展開していきます。

基本目標 1 安心して暮らせる福祉のまちをつくろう

- 多様な相談を受け止めるため、行政と関係機関との包括的な連携を強化するとともに、適切な福祉サービスが行き届く情報発信の充実や福祉サービスの充実等を図ります。
- 困難を抱える方を支える仕組みづくりや、虐待・暴力の防止と早期発見・早期対応、成年後見制度の利用促進等に取り組むことで、セーフティネット機能の強化に努めます。

1-1 相談支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 包括的な相談支援体制の推進 ● 地域における相談支援体制の強化 ● 学校における相談支援体制の強化 	1-2 情報発信の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 情報発信と啓発の推進 ● 必要とされる方に情報が届く体制づくり ● 相談窓口の周知
--	--

1-3 福祉サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者への福祉サービスの充実 ● 障害のある人への福祉サービスの充実 ● 子ども・子育て支援の充実 ● 共生型サービスの周知 	1-4 様々な困難を抱える人への支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域におけるセーフティネット機能の強化 ● 自立支援や経済的支援の充実 ● 制度の狭間等への対応
1-5 虐待・暴力の防止 <ul style="list-style-type: none"> ● 虐待や暴力の防止に関する啓発 ● 早期発見・早期対応の充実 	1-6 権利擁護の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の利用促進 ● 地域連携ネットワークの構築に向けた検討

基本目標 2 豊かな地域を共につくろう

- ひとり暮らしや高齢者世帯、要配慮者のおられる世帯等への見守り活動を推進します。
- 地域住民が自主的に活動できるよう、地域サロンの立ち上げや運営等を支援します。
- 地域住民や団体等の交流を促進し、地域福祉の輪を広げます。
- 地域住民と各種団体やサービス提供事業所等の連携を一層深めるとともに、会議等による意見交換・情報共有を図る等、地域ネットワーク機能の強化に努めます。
- 災害時の避難支援体制の強化や公共施設等におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進、日常生活に欠かせない公共交通網の維持により、誰もが住みやすいまちづくりに努めます。

2-1 見守り活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● あいさつ・声かけ活動の充実 ● 要配慮者等への見守り ● 児童生徒の見守り 	2-2 居場所づくりと情報共有・交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の居場所づくり ● 子どもの居場所と親の交流の場づくり ● 地域での情報共有・意見交換の促進
2-3 地域組織の活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域組織への参加促進 ● 地域組織の活動支援 	2-4 地域ネットワークの強化 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題の把握と情報共有 ● ネットワーク機能の充実 ● 広域連携の充実
2-5 誰もが住みやすい環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ● バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 ● 公共交通の維持・充実 ● 福祉面の移動手段の充実 	2-6 災害時の支援体制と感染症対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要配慮者の把握と情報の共有 ● 地域の防災体制の促進 ● 災害ボランティア活動の促進 ● 福祉避難所の確保 ● 感染症対策の推進

基本目標 3 支え合い助け合う心を広げよう

- 学校や地域等において道徳教育や多世代交流等による福祉学習の機会を設け福祉の心の醸成を図ります。
- 地域や近所付き合いの中で、福祉の心による助け合い・支え合いが実践できる人づくりに取り組みます。
- 社協と連携して、ボランティア意識の向上とボランティア活動が促進される環境づくりを進めます。
- 地域での福祉活動を支える人材の育成に努めます。

3-1 福祉の心の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ● 学校における福祉教育 ● ライフステージに応じた福祉の学び 	3-2 地域福祉を担う人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動の担い手の育成 ● ボランティア活動の普及・拡大 ● 地域福祉活動の担い手の育成
---	--